

委託研究実施の公募

令和 7 年 1 月 23 日
国土交通省水管理・国土保全局長 藤巻 浩之

下記のとおり、応募書類の提出を求めます。

記

1. 上下水道一体革新的技術実証事業※¹（FS 調査※²）の概要（令和 7 年度）

本事業は、インフラ老朽化や担い手不足等が進む中で、強靱で持続可能な上下水道の構築を目指すため、「業務の効率化・省人化に資する技術※¹」について、事業採算性を含み普及可能性の検討を行い、その成果を報告書にとりまとめることを目的とした FS 調査です。

※ 1 上下水道一体革新的技術実証事業とは、水道革新的技術（A-JUMP 技術）と下水道革新的技術（B-DASH 技術）を横断（Cross）する上下水道一体の技術実証事業であり、水道に関する革新的技術、下水道に関する革新的技術に加えて、両者を横断する上下水道一体の革新的技術を対象とします。

※ 2 FS 調査とは、実規模実証の前段階として実施するものです。

2. 公募対象技術

本事業は、以下の革新的技術を対象とします。

「業務の効率化・省人化に資する技術※¹」

なお、公募開始時までには実用化されている技術※²は原則公募の対象とはなりません。ただし、実用化されている技術を組み合わせる既存技術よりも効率的、経済的な技術は、公募の対象とします。加えて、実用化されているものの現状その普及展開が十分でなく、性能の向上、普及展開上の技術課題解決及びそれに伴う適用範囲の拡大等によって、更なる普及展開が期待され、水道・下水道事業の効率化等に資するなどの技術については対象とします。

※ 1 業務の効率化・省人化に資する技術とは、例えば、無人運転、運転支援、維持管理の負担軽減など、施設管理や運転管理の効率化・省人化に資する技術を言います。

※ 2 公募開始時までには実用化されている技術とは、水道・下水道分野において既に実施として導入済み、契約済み（入札への応募中の場合を含む）の技術とします。

3. 事業の具体的内容

本事業は、2. に示す「業務の効率化・省人化に資する技術」に関し、下記の事項について調査・検討のうえ、得られた知見やデータによる分析・研究の成果を報告書としてとりまとめます。

- (1) 提案技術の技術性能の確認、向上
- (2) 提案技術の事業採算性を含む普及可能性
- (3) 国内外の水道・下水道事業への適用性（適用条件、推奨条件）
- (4) その他必要な事項（知財戦略等）

4. 成果品

受託者は、本委託研究で得られた成果について、以下の成果品を提出するものとします。

- ・ 報告書（A4 版 表紙はビス止め（文字箔押）（布クロス）） 1 部
- ・ 評価書（A4 版 表紙はビス止め（文字箔押）（布クロス）） 1 部
- ・ 報告書、評価書の電子データ※ 2 部

※成果品のうち、報告書・評価書については、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・令和 6 年 3 月）」及び「電子納品運用ガイドライン【業務編】（国土交通省・令和 6 年 3 月）」を参考に、国土技術政策総合研究所と内容を協議の上、必要なデータを提出するものとします。

受託者は、電子媒体を提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければなりません。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければなりません。報告書原稿を格納する電子媒体について、指定の媒体によりがたい場合は、担当職員と協議するものとします。

5. 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定しています。

契約締結日の翌日～令和 8 年 3 月 31 日

6. 参加資格要件

本事業において、応募資格を有するのは以下の①～⑥の要件を満たす機関または研究者及びフィールド提供者（希望する場合）からなる共同研究体です。

- ① 大学等の研究機関
- ② 国または地方公共団体の研究機関
- ③ 日本下水道事業団、研究を目的に持つ国立研究開発法人
- ④ 研究を目的に持つ公益法人、一般社団法人、一般財団法人
- ⑤ 民間研究機関（研究部門を保有している機関）
- ⑥ その他、特に上下水道審議官が委託研究を実施することが適当であると認めた法人または個人

共同研究体の各構成者は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者で、かつ、国土技術政策総合研究所長から指名停止を受けている期間中でないこととします。また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこととします。

なお、契約時に共同研究体協定書を締結する必要があります。

また、配置予定の代表者は、下記に示す類似業務について、1 件以上の実績を有する者となります。

類似業務：水道・下水道事業に関する計画、設計、維持管理または調査研究業務

7. 事業実施者の選定

応募された技術については、審査等の透明性、公平性を確保するため、有識者委員会において審査を行います。審査結果については、結果を問わず応募者に通知します。なお、採否を問わず、審査の経過に関する問い合わせには応じませんので、予めご了承ください。

8. 応募要領

(1) 担当部局

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省大臣官房参事官（上下水道技術）付

課長補佐 長谷川広樹、技術係長 辻亮水

電話 03-5253-8111（内線 34-318）

E-mail : hasegawa-h24g(a)mlit.go.jp、tsuji-r2ij(a)mlit.go.jp

※(a)を@に置き換える。

(2) 事業説明書の交付期間、受付及び方法

①期間：公募開始日から令和 7 年 2 月 14 日（金）12：00 まで

②受付：公益財団法人 日本下水道新技術機構

資源循環研究部 飯田、郷野、宮本

E-mail : y-iida(a)jiwet.or.jp、r-gouno(a)jiwet.or.jp、

h-miyamoto(a)jiwet.or.jp

※(a)を@に置き換える。

③方法：以下の記載方法にて①期間内に②受付のいずれかに E-mail にて申し込んでください。受付確認後、データにて配付します。

記載方法

件名：R7 年度 上下水道一体革新的技術実証事業の事業説明書の請求

本文：社名、所在地、所属、役職名、氏名、電話番号及び「2. 公募対象技術」

(3) 事業説明会の開催について

本公募に関する事業説明会を令和 7 年 1 月 28 日（火）11:00 からオンラインで開催します。当日資料を事業説明書とするため、参加を希望する者はあらかじめ事業説明書の交付を受けてください。参加方法の詳細は事業説明書の交付時にお知らせいたします。

(4) 応募書類の提出期限、提出先及び方法

① 期限：令和 7 年 2 月 14 日（金）12：00（必着）

② 提出先：公益財団法人 日本下水道新技術機構

資源循環研究部 飯田、郷野、宮本

E-mail : y-iida(a)jiwet.or.jp、r-gouno(a)jiwet.or.jp、

h-miyamoto(a)jiwet.or.jp

※(a)を@に置き換える。

③ 方法：上記期限までに、応募書類を E-mail で提出して下さい。具体的には、以下に掲げる電子データを送付して下さい。

【提出データ】

送付する電子データは各様式及び参考資料ごとに、原本データ（.doc、.docx、.ppt、.pptx、.xls、.xlsx）及び原本データを PDF 形式に変換したデータ（.pdf）を送付すること。

(5) 事業説明書に関する質問の方法

事業説明書に関する質問がある場合は、(1)の担当者までメールにて連絡してください。質問に対する回答は、説明書の配付者全員に対して行います。なお、個別の電話による質問には応じられません。

(質問期限は令和7年2月3日(月)12:00とします。)

(6) 応募書類に関するプレゼンテーションの日時及び場所等

日時、場所、プレゼンテーション方法等は別途応募者に通知します。

なお、有識者委員会において、実施方針、実施フロー、工程表、提案内容等についてのプレゼンテーション等を行って頂きます。

(7) 応募書類

応募にあたっては指定した様式を参考として、日本語で作成し、指定した枚数を大幅に超えることや枠をはみ出して作成することのないようお願いします。また、文字についても読みやすいフォントかつ大きさとしてください。

(8) 添付書類

添付書類として次のものを提出していただきます。

① 応募者の会社定款(全ての者)

※国または地方公共団体の場合は不要です。

② 提案技術の概要(A4×1枚、指定のパワーポイント様式)

③ 提案技術の説明資料・パンフレット等

④ 過去の類似研究の説明資料(研究担当者の過去の研究成果の中で今回の提案技術と類似したものがある場合には、その説明資料を添付してください。なお、様式は自由としますが、各研究あたり1ページ程度とします。)

⑤ 地方公共団体からの確認書の写し(パイロットプラント等を水道・下水道施設その他の公的施設内で使用する場合)

(9) 提出形式

応募書類^{※1}の形式は次のとおりとします。

① 応募書類 原本データ : 正および副^{※2}

PDFデータ : 正および副^{※2}

② 添付書類 原本データ : 正および副^{※2}

PDFデータ : 正および副^{※2}

※1 提出資料は原則として返却いたしません。

※2 審査用資料として、副については応募者が特定できないように固有名詞を全て黒塗りした応募書類、添付書類を提出してください。

(10) 応募書類の受理

提出された応募書類については、本公募文に従わない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽が認められた場合、あるいは、応募資格を有しない者の応募書類である場合には、有識者委員会による審査対象とならないことがあります。

(11) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表しません。ただし、実施が適当であると判断された実証事業については、その概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、事務局で責任をもって保管、廃棄します。

(12) 研究資金の適切な執行について

① 研究者の所属する機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイ

ドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）（以下、「ガイドライン」という。）」（文部科学省のホームページ

（https://www.mext.go.jp/content/210201-mxt_sinkou02-1343904_21_1.pdf）参照）に準じ、必要に応じて会計監査人との連携を強化する等、費用の不正使用等の防止等を図るための取組を実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正な使用及び不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務を怠った研究者に対して、ガイドラインに準じ、事案に応じて、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

- ② 研究者の所属する機関は、「研究活動における不正行為への対応指針（平成27年6月2日改正）（以下「指針」という。）」（国土交通省のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/common/001091876.pdf>）参照）の第4章から第5章に準じて、不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するための取り組みを実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されていないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された当該論文等の著者に対して、指針に準じて、事案ごとに、費用の配分停止、申請の不採択、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

③ その他

国土技術政策総合研究所に別途、研究不正に関する規程が存在する場合はその規程に従うこととします。

(13) 注意事項

- ① 同一技術・同等規模・同様の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている、もしくは応募している技術の応募は認めません。
- ② 本公募について同一の研究機関等が重複して応募することはできません。
- ③ 本公募への応募にあたっては、FS 調査の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することに留意して下さい。
- ④ 応募書類の作成、提出に関する費用は、応募者側の負担とします。
- ⑤ 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- ⑥ 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則認めません。
- ⑦ 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

- ⑧ 研究担当者は、「国土技術政策総合研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程」に規定する応募制限者でないことが必要です。また、採択された場合は、同規定に基づき、本委託研究における研究上の不正行為への対応を実施するものとします。

9. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがあります。
- (3) 本手続きは令和 7 年度予算の成立を前提にして実施するものであるため、予算が成立しなかった等の場合には、契約の締結ができない場合があります。
- (4) 「6. 参加資格要件」については、契約を締結するまで要件を満たしているものとします。